

Wood Letter

Ψ Moku推し Ψ

令和5年6月 vol.39



森林環境譲与税 ご担当者の皆様へ

平素より、東京の木 多摩産材をはじめ国産木材の利用推進についてご理解及びご協力をいただき誠にありがとうございます。

『線状降水帯』近年よく耳にする様になりました。発表の条件として、5キロ四方の3時間の解析雨量が100ミリ以上、分布している領域の面積の合計が500平方キロメートル以上、形状が「線状」などがあります。今年5月、適切な避難行動をとってもらうことをねらい、基準に達することが「予測される段階」で発表されることとなり、従来よりも最大30分早く発表されることになったそうです。もし発表があったら、皆さんも早めの安全確保を心がけましょう！

ということで今月も“Wood Letter Ψ Moku推し Ψ” vol.39をお届けします。ぜひともご参照いただき、貴団体内の関係する部署にも転送いただくなどご協力をお願いします。

：森づくり推進担当一同：

(1) 木材利用推進方針の策定

森林環境譲与税の用途の1つとして「木材の利用の促進」が掲げられている中、木材利用推進方針は区市町村の木材利用推進の根拠として位置づけられます。令和6年度から森林環境税の徴収が始まることから、区市町村の定める木材利用推進方針は、その取組姿勢を示す最適な裏打ちになるものと思われれます。

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（旧「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」）では、同法第5条において「地方公共団体は、基本理念にのっとり、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。」とされており、全国の市町村で取組が進められています。

令和5年4月30日現在、全国の市町村1,741団体のうち94%に当たる1,637団体が方針策定済みとなりました。40の道府県では全ての市町村が木材利用推進方針策定済みとなっています。残念ながら、東京都では62団体中、策定済みはわずか48%の30団体と全国で最低レベルの策定率にとどまっています。是非積極的な方針策定の取組をお願いします。また、区市町村における木材利用推進方針の策定・改定については、都から林野庁への報告が必要であるため、**木材利用推進方針を新たに策定、または既存の方針を改定した際には当課までご報告いただきますよう改めてお願いします。**

市町村方針の策定・改定状況
(令和5年4月30日時点)
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/attach/pdf/kihonhousin-12.pdf>

林野庁ホームページ
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/kihonhousin.html>

林野庁

English ミニマップ サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

逆引き事典から探す キーワードから探す Google 検索

林野庁について お知らせ 政策について 申請・お問い合わせ 国林野情報

ホーム > 分野別情報 > 木材の利用の促進について > 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針等

建築物における木材の利用の促進に関する基本方針等

更新日：令和5年6月15日

木材利用促進本部は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、令和3年10月1日に、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を定めました。今後、この基本方針に基づき、政府一体となり、建築物における木材の利用を促進していきます。

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条において、市町村は、都道府県方針に則して、当該市町村の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（市町村方針）を定めることができます。

- 市町村方針の策定・改定状況（法改正後：令和5年4月時点）(PDF：248KB) **New!**
- 市町村方針の策定状況（法改正前：令和3年9月時点）(PDF：315KB)

●市区町村方針の策定・改定状況

令和5年4月30日時点

都道府県	市区町村数	策定済市区町村数	策定率	策定済市区町村名	改定済市区町村数	改定市区町村名
東京都	62	30	48%	新島村、神津島村、港区、日野市、檜原村、日の出町、江東区、品川区、あきる野市、豊島区、青梅市、足立区、八王子市、中野区、福生市、世田谷区、渋谷区、清瀬市、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、三鷹市、多摩市、杉並区、大田区、板橋区、台東区、東大和市、国立市、東久留米市	5	台東区、東大和市、八王子市、国立市、東久留米市

(2) 森林環境譲与税に関する広報活動の展開について

令和6年度からの森林環境税の課税開始を控え、ニュース報道やSNSなどの書き込みなどが増加し、今後ますます住民の皆様の関心が高まることが想定されます。そのため、森林環境譲与税の趣旨や効果を十分に理解いただくことが重要となっています。

前月号からの繰り返しになりますが、各区市町村におかれましては、①使途公表ホームページの工夫、②広報誌の活用、③独自の広報資材の作成、④事業箇所や施設・製品等への表示、⑤事業のプレスリリースなどにより、積極的な広報活動を展開いただきますようお願いいたします。

林野庁のホームページには、全国で展開されている広報取組事例が紹介されています。前述の5種類の広報事例が載っていますので、参考にされてはいかがでしょうか。

(森林環境譲与税の広報取組事例集) <https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouhoutorikumijirei-1.pdf>

森林環境譲与税に関する広報 —自治体における取組事例—

令和5年4月
林野庁森林集積推進室

目次

広報の取組内容	自治体名	ページ	広報の取組内容	自治体名	ページ
【市町村の取組事例】					
1. 使途公表ホームページの工夫	北海道 稚内市 阿賀野 奥平村	17			
2. 広報誌の活用					

広報の取組例 ①使途公表ホームページの工夫（ページ上の写真・成果等の掲載）

北海道 稚内市は、森林環境譲与税の使途の公表ページにおいて、譲与税活用に向けた基本方針を紹介するとともに、各年度の取組について、写真を掲載しながら説明。



(奥平村のHP) <https://www.town.hokkaido-akahiko.jp/kanku/sange/sange/rinya/shiniseikaisyozai.html>

《実践していただきたい5つの広報の取組みを効果的にするための着眼点》

① 使途公表ホームページは分かりやすいですか？

譲与税の使途に関心を持った方が、最初に目にする情報と言っても過言ではありません。金額と事業名だけでなく、写真や図表も交えて、分かりやすく成果や効果を伝えるホームページにしましょう！

② 広報誌を活用していますか？

自治体広報誌は、幅広い方々に情報を届ける有効なツールです。譲与税の特集記事を組んだり、譲与税の制度や使途を紹介するなど、積極的に自治体広報誌へ記事を掲載しましょう！

③ 広報資材を作成・配布していますか？

独自にPR動画を作成するなど、目に触れる機会を増やす工夫も大切です。一般向け行事では、譲与税の成果を広報するパネル展示やパンフレット配布を行い、理解醸成の機運を高めましょう！

④ 譲与税活用事業である旨を表示していますか？

譲与税が活用されていることを実感してもらう工夫も大切です。譲与税を活用した森林整備箇所への看板設置や、整備した施設・木製品への焼き印等による表示など、譲与税活用事業をしっかりPRしましょう！

⑤ 譲与税活用事業のプレスリリースを行っていますか？

新聞などのマスメディアに取り上げられることも幅広い方々へのPRに有効です。譲与税活用事業は、積極的にプレスリリースを行いましょう！デジタルネイティブ世代に向けては、SNSによる情報発信も有効です。

(3) 多摩産材利用促進プロジェクト 令和4年度事例

「公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト」事業の令和4年度活用事例をご紹介します。
多摩産材と触れ合う場を創出し、更なる利用拡大を図るため区市町村によるモデル的な公共施設整備
に対して支援するこの事業は、令和4年度は14区市町村22事業に対して実施しました。
(令和5年度は13区市町村20事業の予定)

羽村市事例

羽村市動物公園内 塀・柵の整備



(4) 令和5年度 木材使用実績調査

都では、東京都建設リサイクルガイドライン（第9章第2の4(2)）及び東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針及び同方針の運用に基づき、都内の木材使用について、調査を行っています。既に各区市町村**営繕担当窓口**にメールにて、ご回答いただくよう依頼を発信したところですが、複数の部署で木材利用の実績をお持ちの可能性もあります。関係部署ご協力の上、ご回答いただきますようお願いいたします。

調査回答時、多摩産材等活用の写真提供が可能な場合「公共施設等における多摩産材使用事例集」等に掲載させていただく場合があります。ぜひ多くの写真提供をお願いします。

*ご提供いただける場合、JPEG・PNGなど解像度の高いデータをいただけると幸いです。

《提出期限》

令和5年7月7日（金）まで

(5) MOCTION 企画展示

木材の大消費地である東京でのさらなる木材利用の拡大に向け、国産木材の魅力を発信する拠点「MOCTION（モクシオン）」。

6月8日～7月4日 和歌山県



家具や玩具など身近な製品が豊富に並ぶ。「『安心』『心地よい』環境を“紀州材”で」がキャッチコピーのパンフレットは、試験内容が載っていて説得力があり分かり易い。実際に椅子に座ってみると、背中のカーブに優しくフィットし、手をおいたひじ掛けも心地よい。座面も木なので「固い」はずの椅子がなぜか「柔らかい」と感じる。不思議な体験ができた。

7/6～7/18は高知県、7/20～8/1は鳥取県の企画展示となります。ご来場をお待ちしています！

ちょこっとコラム（ご存知でしたか？こんなこと）

“スギを切った後は、広葉樹を植えて自然に戻すべきでは？”

東京都は、花粉を多く飛散させるスギ・ヒノキ林等の伐採と、花粉の少ないスギ等の苗木の植栽により、森林の循環を促進し、花粉の発生源対策と木材の安定供給を図っています。花粉発生源対策では、将来も林業を継続する地域とそれ以外に区別し、林業を継続する地域には、花粉の少ないスギ等を植えますが、それ以外については、広葉樹も植栽し自然に近い森林に戻していきます。

「WOOD LETTER Moku推し（ウッドレター モクオシ）令和5年6月vol.39」

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一庁舎21階中央
東京都産業労働局農林水産部森林課 森づくり推進担当
TEL03(5320)4897(直通) 担当:荒川、徳田、本多、中田

森林環境譲与税はもとより、多摩産材の利用等東京の森林・林業に関することにつきましてもお気軽にお問合せください。